

プロジェクト 収益認識に関する包括的な会計基準の開発

項目 第 348 回企業会計基準委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 348 回企業会計基準委員会（2016 年 11 月 4 日開催）において審議した項目について、聞かれた主な意見をまとめたものである。

開発する日本基準に関する全般的事項**（開発する日本基準の表現）**

2. 「表現を見直した文案」において、IFRS 第 15 号の日本語訳に記載されている例示が省略されていることが多いが、例示がないことによって具体的なイメージを持つことが困難になる可能性があるのではないか。

【論点 4】追加的な財又はサービスに対する顧客のオプション

3. 三者以上が関与するポイント制度等における履行義務の識別の判断に関して、クレジットカード発行会社が消費者にポイントを付与する取引については、IASB 及び FASB が審議したうえで明確なガイダンスを提供しなかったという経緯があるため、開発する日本基準においてガイダンスを追加する場合には、慎重な議論が必要であると考えられる。

【論点 7】返品権付き販売

4. 課題 2 の重要性に関する事項を含め、本論点における課題の整理については概ね妥当であると考えられる。

【論点 10】一時点で充足される履行義務

5. 「表現を見直した文案」は、基本的な構成としては、結論が先に簡潔に記載されていて、理解しやすいものとなっており、また、企業会計基準及び企業会計基準適用指針の区分も概ね妥当であると考えられる。

6. 出荷基準に対する現実的な対応は、IFRS 第 15 号の適用にあたって確立されると考えられ、特に出荷日から検収日までが長い取引については、今後実務において対応が検討されるのではないか。

【論点 13】 本人か代理人かの検討

7. 本人と代理人の区分について代替的な会計処理の方法を追加することは難しい場合であっても、当該論点は会計処理の変更の影響が大きいと考えられるため、市場関係者に会計処理の変更の有用性について意見聴取をすることを検討してはどうか。

【論点 14】 第三者に代わって回収する金額

8. 消費税等について、ガイダンス又は設例を作成する課題の候補とすることに賛成する。それ以外の間接税については、それぞれ関係する企業が限定的であり、IFRS における事例も見られるため、特段の対応を行う必要はないと考えられる。

以 上